資料73-1

内国郵便約款及び郵便業務管理規程の変更認可

(諮問第1213号及び第1214号)



諮 問 第 1213 号 令和 3 年 4 月 8 日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良太

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、 郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の 規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合しており妥当なものであると認められる。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、 郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)及び郵便法 施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「省令」という。)の規 定に適合したものと認められることから、認可することが適当であ る。

項目	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定 められていること。 (法第68条第2項第1号)	適	イからニまでに掲げる事項が適正か つ明確に定められている。
イ この法律又はこの法律に基づ く総務省令の規定により郵便約 款で定めることとされている事 項	適	今回の改正事項は、郵便物の送達日 数及び配達日として指定できる日に 関する条件の変更であり、法又は省 令の規定により郵便約款で定めるこ ととされている事項である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送 及び還付並びに送達日数に関す る事項	適	今回の改正事項は、 ・配達日として指定できる日の起算日について、差出しの日の「翌々日」からとしていたものを「3日後」からとするもの ・郵便物の送達日数について「3日」としていたものを「4日」とするとともに、送達日数に算入しない日に「土曜日」を追加するものであり、郵便物の配達及び送達日数に関する事項である。
ハ 郵便に関する料金の収受に関 する事項	適	(今回の改正事項は、郵便に関する 料金の収受に関する事項について変 更するものではない。)
ニ その他会社の責任に関する事 項	適	(今回の改正事項は、会社の責任に 関する事項について変更するもので はない。)

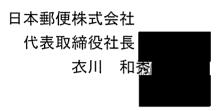
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し 不当な差別的取扱いをするものでは ない。
次に掲げる事項を記載した申請書を 提出しなければならない。 ① 郵便約款(変更の認可の申請の 場合は、新旧の対照を明示すること。) ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変 更を必要とする理由 (省令第28条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された 郵便約款、実施予定期日及び変更を 必要とする理由を記載した申請書が 提出されている。





2020-日郵事第 0063 号 2 O 2 1 年 3 月 3 1 日

総務大臣 武田 良太 様



郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、内国 郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

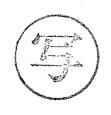
- 1 内国郵便約款 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日2021年10月1日

3 変更を必要とする理由

郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持等を目的として、2020年 秋の臨時国会で成立(同年11月27日)し、公布(同年12月4日)された 「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 (令和2年法律第70号)」及び同法を受けて制定・公布(2021年3月31日) された「郵便法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第29号)」を 踏まえ、郵便物の送達日数の見直し等を行うため。

内国郵便約款新旧対照表

	※下線割分は改正部分
	故 正
(郵便物の送達日数) 第85条 郵便物 (特殊取扱とするもの及びその郵便物と同種の他の郵便物と異なる取扱いをする ものを除きます。)の送達日数は、地理的条件、天候、交通事情、その他やむを得ない事由によ る場合を除き、差し出された日の翌日から起算(差し出された時刻により、差し出された日の翌 日以外の日から起算することがあります。)して3日(日曜日、休日及び1月2日は算入しません。)以内とします。	(郵便物の送達日数) 第85条 郵便物 (特殊取扱とするもの及びその郵便物と同種の他の郵便物と異なる取扱いをする ものを除きます。)の送達日数は、地理的条件、天候、交通事情、その他やむを得ない事由によ る場合を除き、差し出された日の翌日から起算(差し出された時刻により、差し出された日の翌 日以外の日から起算することがあります。)して4日(土曜日、日曜日、休日及び1月2日は算 入しません。)以内とします。
(配達日として指定できる日) 第151条 配達日指定郵便物の差出人は、差出しの日の 翌々日 (差出事業所が指定する地域にあ てる場合又はその他の事由により差出事業所が別に指定する場合にあっては、その事業所が指定 する日)から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定できます。	(配達日として指定できる日) 第151条 配達日指定郵便物の差出人は、差出しの日の3日後(差出事業所が指定する地域にあて5場合又はその他の事由により差出事業所が別に指定する場合にあっては、その事業所が指定する日)から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定できます。
	附則(※※※年※※月※※日 2020-日郵事第※※※号)
	(発過措置) 第1条 この改正規定は、2021年10月1日から実施します。 (経過措置) 第2条 この改正規定の実施前に差し出された郵便物に係る第85条 (郵便物の送達日数)の適用 については、この改正規定の実施後の規定を適用します。



諮 問 第 1214 号 令和 3 年 4 月 8 日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良太

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、 郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第70条第1項の 規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第3項各号の規定に適合しており妥当なものであると認められる。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの郵便業務管理規程の変更認可申請については、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「省令」という。)の規定*に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

※ 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号。以下「改正法」という。) 附則第2条第2項の規定に基づき、改正法による改正後の郵便法第70条第3項及び郵便法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第29号) による改正後の郵便法施行規則第32条に則った。

審査基準	審査結果	理由
郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第70条第3項第1号)	適	(今回の改正事項 は、郵便物の秘密を 保護するための取扱 いについて変更する ものではない。)
総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。(法第70条第3項第2号)	適	(今回の改正事項 は、郵便物の引受け の方法について変更 するものではない。)
一週間につき5日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。 (法第70条第3項第3号)	適	今回の改正事項は、 総務省令で定める基準に適合する郵便物 の配達の方法が定め られている。
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月2日を除き、 月曜日から金曜日までの5日間において、1 日に1回以上郵便物の配達を行うこと。 (省令第32条第3項第1号)	適	今回の改正事項は、 休日及び1月2日を 除き、月曜日から金 曜日までの5日間に おいて、1日に1回 以上郵便物の配達を 行うこととするもの である。

審査基準	審査 結果	理由
特に交通困難であるため周年又は一定期間内 通常の方法により郵便物を配達することがで きない地域に宛てて差し出された場合その他 の相当の事由がある場合を除き、郵便物をそ の宛て所に配達すること。 (省令第32条第3項第2号)	適	(今回の改正事項 は、郵便物をその宛 て所に配達する取扱 いについて変更する ものではない。)
郵便物(国際郵便に係るものを除く。)について 差し出された日から4日(国民の祝日に関する法律に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあっては、4日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。 (法第70条第3項第4号)	適	今郵4理そしるれ宛場いも法係るとめいの物と条件の務かは差送4的り便に総数正達ま交件の務かは差送4的り便に総数正送ま交件令差該出日を通該を要省内は数、事勘定出域れにえの域達日でしは数、事勘定出域れにえの域達日でしるのは済にす数定にるつ最方にす数定でした。
法第70条第3項第4号の総務省令で定める日は、土曜日、日曜日及び1月2日とする。 (省令第32条第4項)	適	今回の改正事項は、 送達日数に算入しない日を休日のほか、 土曜日、日曜日及び 1月2日とするものである。
法第70条第3項第4号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 ① 1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。) 15日	適	今回の改正事項は、 ①について 15 日、② について 6 日とする ものである。

審査基準	審査 結果	理由
② ①以外の離島 6日 (省令第32条第5項各号)		
郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。 (法第70条第3項第5号)	適	(今回の改正事項 は、通信日付印の押 印に関する取扱いに ついて変更するもの ではない。)
その他総務省令で定める基準に適合するものであること。 (法第70条第3項第6号)	適	(今回の改正事項 は、法第70条第3項 第6号の規定に基づ く総務省令で定める 基準に係る事項につ いて変更するもので はない。)





2020-日郵事第 0063 号 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日

総務大臣 武田 良太 様

日本郵便株式会社 代表取締役社長 衣川 和素

郵便業務管理規程の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第70条第1項の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 郵便業務管理規程 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日 2021年10月1日
- 3 変更を必要とする理由

郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持等を目的として、2020年秋の臨時国会で成立(同年11月27日)し、公布(同年12月4日)された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)」及び同法を受けて制定・公布(2021年3月31日)された「郵便法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第29号)」を踏まえ、郵便物の配達日及び送達日数の見直しを行うため。

尔
點
븬
设
Ť
少年
缿
練部

	※ 「株部分(4) 以上的
現 行	改 正
(配達日及び配達回数) 第12条 会社は、月曜日から <u>土曜日</u> までの <u>6日間</u> において、1日に1回以上郵便物の配達を行う ものとする。ただし、休日又は1月2日(次項において「休日等」という。)については、この	(配達日及び配達回数) 第12条 会社は、月曜日から 金曜日 までの 5日間 において、1日に1回以上郵便物の配達を行う ものとする。ただし、休日又は1月2日(次項において「休日等」という。)については、この
限りでないものとする。 2 会社は、前項の規定にかかわらず、日曜日又は休日等に配達することが適当と認めるときは、 日曜日又は休日等に郵便物の配達を行うことがあるものとする。	限りでないものとする。 2 会社は、前項の規定にかかわらず、 <u>土曜日、</u> 日曜日又は休日等に配達することが適当と認める ときは、 土曜日、 日曜日又は休日等に郵便物の配達を行うことがあるものとする。
(送達に要する日数) 第15条 会社は、次の各号に掲げる地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出された郵 便物(国際郵便に係るものを除く。以下この項において同じ。)を、当該各号に掲げる日数以内	(送達に要する日数) 第15条 会社は、次の各号に掲げる地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出された郵 便物(国際郵便に係るものを除く。以下この項において同じ。)を、当該各号に掲げる日数以内
に送達する。 (1) 1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州 及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。) 1	に达達する。 (1) 1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州 及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。) 1
4日 (2) 前号以外の離島 5日 (休日、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。) (3) 前二号の地域以外の地域 3日 (休日、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。) 2 特殊取扱とし、又は特別の条件を付する内国郵便物及び国際郵便物 (特殊取扱とするものを含む。) については、それぞれの役務の提供条件に応じた日数により送達する。3 会社は、内国郵便物及び国際郵便物について、それぞれの郵便物の送達に要する日数の目安となる日数を作成し、これを公表する。	5日 (2) 前号以外の離島 6日 (休日 <u>、土曜日</u> 、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。) (3) 前二号の地域以外の地域 4日 (休日 <u>、土曜日</u> 、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。) 2 特殊取扱とし、又は特別の条件を付する内国郵便物及び国際郵便物 (特殊取扱とするものを含む。) については、それぞれの役務の提供条件に応じた日数により送達する。 3 会社は、内国郵便物及び国際郵便物について、それぞれの郵便物の送達に要する日数の目安となる日数を作成し、これを公表する。
	附 則(※※※年※※月※※日 2020-日郵事第※※※号)
	この改正規定は、2021年10月1日から施行する。

説明資料

内国郵便約款及び郵便業務管理規程 の変更認可について

総 務 省

第1 内国郵便約款及び郵便業務管理規程の認可について

1 郵便約款及び郵便業務管理規程の認可

(郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。) 第68条第1項)

会社は、<u>郵便の役務に関する提供条件</u>(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)<u>について郵便約款を定め</u>、総務大臣の<u>認可</u>を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法第70条第1項)

会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」という。)<u>を定め</u>、総務大臣の<u>認可</u>を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 審議会への諮問

(法第73条第1号)

総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの^{※1}に諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項^{※2}、<u>第六十八条第一項</u>又は<u>第七十条第一項</u> の規定による<u>認可をしようとするとき</u>。
- ※1 「情報通信行政・郵政行政審議会」を指す。

(郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成15年政令第83号))

※2 第三種郵便物・第四種郵便物の料金の認可

第2 日本郵便株式会社からの申請

1 認可申請の経緯

令和2年秋の臨時国会で成立(同年11月27日)し、公布(同年12月4日)された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)」及び同法を受けて制定・公布(令和3年3月31日)された「郵便法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第29号)」を踏まえ、日本郵便株式会社において配達日数、送達日数等に関するサービスの見直しを行うため、内国郵便約款及び郵便業務管理規程の関連規定について、所要の変更を行うもの。

2 内国郵便約款及び郵便業務管理規程の変更内容(概要)

(1) サービス見直しの概要

【配達日数の見直し関係】

・1日に1回以上郵便物の配達を行う日を、 「月曜日から土曜日までの6日間」から 「月曜日から金曜日までの5日間」とする。

【送達日数の見直し関係】

・郵便物の送達日数を下表のように変更する。

(1)1日に1回以上郵便物 の送達に利用できる交 通手段がない離島**	14 日 ⇒ 15 日
(2) (1)以外の離島	5日 → 6日
(3) (1)(2)以外の地域	$3 \exists \Rightarrow 4 \exists$

[※] 本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。

・送達日数に算入しないこととする日として、「休日、日曜日及び1月2日」に「十曜日」を加える。

(2) 内国郵便約款の変更 (注) 下線部分が変更内容。

	項目	現行	改正後
ア	送達日数	原則、郵便物の差し出された日の	原則、郵便物の差し出された日の
		翌日から起算して 3日以内	翌日から起算して 4日以内
1	送達日数に算入しな	日曜日、休日及び1月2日	土曜日、 日曜日、休日及び1月2
Į	八日		日

ウ 配達日指定郵便物の	差出しの日の 翌々日 から起算し	差出しの日の 3日後 から起算し
配達日として指定でき	て 10 日以内の日	て 10 日以内の日
る日		

(3) 郵便業務管理規程の変更 (注) 下線部分が変更内容。

項目 現行		改正後
ア 1日1回以上	月曜日から 土曜日 までの 6日間	月曜日から 金曜日 までの 5日間
郵便物の配達を		
行う日		
イ 送達日数	① 1日1回以上郵便物の送達に	① 1日1回以上郵便物の送達に
	利用できる交通手段がない離	利用できる交通手段がない離
	島: 14 日以内	島: <u>15 日以内</u>
	② 上記①以外の離島: <u>5日以内</u>	② 上記①以外の離島: 6日以内
	③ 上記①・②以外の地域: 3日以	③ 上記①・②以外の地域: <u>4日以</u>
	<u>内</u>	<u>内</u>
ウ 送達日数に算	休日、日曜日及び1月2日	休日 <u>、土曜日</u> 、日曜日及び1月2日
入しない日	(上記イの②及び③に限る。)	(上記イの②及び③に限る。)

3 実施予定日

令和3年10月1日

参考資料

参照条文

- 〇郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号) (抄)
 - ※ 第 70 条は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 (令和2年法律第70号)による改正後の規定。

(郵便約款)

- 第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- **2** 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると きでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めること とされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(郵便業務管理規程)

- 第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 郵便の業務の管理に関する事項
 - 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
 - 三 郵便物の配達の方法
 - 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる 基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。
 - 一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
 - 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
 - 三 一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
 - 四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から四日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。
 - 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
 - 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

(審議会等への諮問)

- 第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法 (昭和 二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに 諮問しなければならない。
 - 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可を しようとするとき。
 - 二•三 (略)
- ○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成15年政令第83号)(抄)

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

〇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)(抄)

附則

(準備行為)

第二条 (略)

- 2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請(新郵便法第七十条 第三項第三号及び第四号に掲げる基準に係るものに限る。)があった場合には、施 行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定の例により、その認可をするこ とができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程(郵便法第七 十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。)は、施行日において、郵便法第 七十条第一項の認可を受けたものとみなす。
- ○郵便法施行規則(平成 15 年総務省令第5号)(抄)
 - ※ 第 32 条は、郵便法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年総務省令第 29 号)による改正後の規定。

(郵便約款の認可申請)

- **第二十八条** 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 郵便約款(変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。)
 - 二 実施予定期日
 - 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

(郵便業務管理規程の認可基準)

- 第三十二条 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便差出箱の基準は、次の とおりとする。
 - $-\sim$ 四 (略)
- 2 (略)
- 3 法第七十条第三項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日及 び一月二日を除き、月曜日から金曜日までの五日間において、一日に一回以上郵 便物の配達を行うこと。

- 二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。
- 4 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、土曜日、日曜日及び一月二日とする。
- 5 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる 地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。
 - 一 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。 次号において同じ。) 十五日
 - 二 前号以外の離島 六日(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規 定する日の日数は、算入しない。)

 $6 \sim 8$ (略)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)の概要 (令和2年11月27日成立、同年12月4日公布)

背景

SNS、電子商取引等のデジタル化の進展に伴い、手紙、はがき等の物数が減少する一方で、荷物の個数が急増。他方で、郵便事業の人手不足は深刻化しており、労働力確保の観点から、働き方改革への対応が喫緊の課題となっている。こうした中、情報通信審議会答申(2019年9月10日)を踏まえ、①郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持、②急増する荷物の配達ニーズへの対応を通じ、利用者利便を確保するため、通常郵便物の配達頻度や送達日数に係る見直し(認可基準の緩和)等を行う必要がある。

※ 2001年度のピークから内国郵便物数は約4割減(262億通→163億通(2019年度))、荷物個数は10倍以上に増加(4億個→45億個(2019年度))

改正内容

1. 通常郵便物(手紙、はがき等)の 配達頻度の見直し

「週6日以上配達」⇒ 「週5日以上配達」に緩和(土曜配達の休止)

- ※書留、速達等及びゆうパック等の 荷物は引き続き土日も配達。
- ※ 選挙運動用葉書、山間地等で配達される 日刊紙は、その重要性に鑑み、土曜日も 配達を実施。

2. 通常郵便物(手紙、はがき等)の 送達日数の見直し

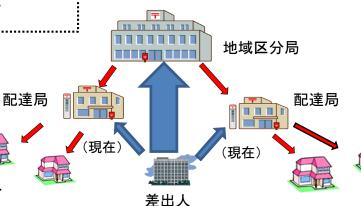
郵便物の差出の日から 「原則3日以内に配達」⇒ 「原則4日以内に配達」に緩和

- ※ 翌日配達は翌々日配達に変更見込。
- ※ 書留、速達等及びゆうパック等の荷物 は引き続き原則翌日配達を維持。

3. 郵便区内特別郵便物の範囲の拡大

現在、個々の「配達局」単位で差し 出した場合に割引が適用される郵便 区内特別郵便物について、各配達局 の上位にある「地域区分局」に一括 して差し出しても割引料金を適用

- ※ 信書便法も1~3と同内容の改正(一般信書便事業)。
- ※ 施行期日は公布の日(令和2年12月4日)から起算して6月を超えない 範囲内において政令で定める日。
- ※ 実際に郵便サービスの見直しが行われるのは2021年10月以降の予定。



受取人

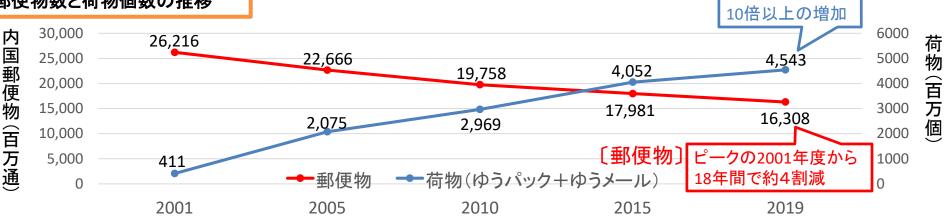
20

受取人

参考資料

背景(郵便を取り巻く社会環境の変化)





郵便サービス見直しのイメージ等

週5日配達と送達日数の緩和の同時実施の場合の影響 (現在翌日配達の地域)

差出日	配達日	
	現行	改定後
月	火	水
火	水	木
水	木	金
木	金	月
金	±	月
±	月	火
日	月	火

※ 書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き週7日配達 を実施。 21

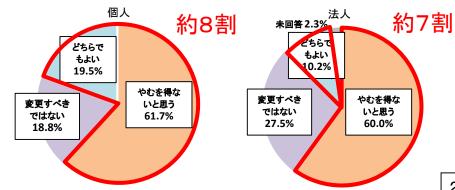
アンケート結果(2020年8~9月に実施)

〔荷物〕

18年間で

個人・法人を問わず、「見直しについて受け入れられる」との回答(やむを得ない、どちらでもよい)が全体の約7~8割

「仮に週5日配達への変更及び翌日配達の見直しが 両方とも実施された場合について、どのように思いますか」



・回収数 : 【個人向け】2.812人(15歳~89歳までの男女) 【法人向け】737社(回収率36.8%)